

広島県告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

令和五年十二月十八日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林の所在場所

呉市安浦町大字中畠字釜ヶ迫一〇三三五、一〇三三六の一、字市原谷一三四二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜ヶ迫一〇三三五・一〇三三六の一・字市原谷一三四二の一（以上三筆について
次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森
林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)